

## 第4章 給水装置工事の手続き等

### 4.1 給水装置工事の施行承認

#### 4.1.1 施行承認の意義

(給水装置の新設等の申込み)

(条例第5条)

給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- (1) 施行承認は、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えたりしないこと、また、水道水質の安全確保に支障を生じないこと等を確認するために行うものである。
- (2) 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施行した者は、条例第41条第1号の規程により過料が科せられ、また、指定事業者の違反に係る処分基準により処分される。

#### 4.1.2 施行承認を要する工事

施行承認を要する工事は、新設、改造、修繕（軽微な変更を除く。）及び撤去の工事とする。その概要は、次のとおりである。

- (1) 給水装置を新設する工事
  - ① 配水管又は他の給水装置から分岐し、新たに給水装置を設置する工事。
  - ② 分岐が1箇所以上の給水装置で、配水管又は他の給水装置の分岐箇所から切断し切断口を完全にふさぎ、全戸各々に新たに分岐し給水装置を設置する工事。
  - ③ 一時用の給水装置を利用し、新たに一時用以外の給水装置を設置する工事。
- (2) 給水装置を改造する工事
  - ① 既設の分水栓を利用し又は分水栓を新たに設け、給水管の管径を変更する工事。
  - ② 給水管又は給水用具の一部を取り除く工事。
  - ③ 給水管の布設位置又は分岐位置を変更する工事。
  - ④ 給水管を改良（管種変更等）する工事。
  - ⑤ 家屋の建替えにより給水装置を設置する工事。
  - ⑥ 引き込み口径の変更を伴わない工事で、既設給水装置に新たに給水管を接続し給水用具を増す工事。
  - ⑦ 給水装置の一部を井戸水へ切り替える工事。
  - ⑧ 給水装置の更生工事（取扱いの詳細は6.10給水装置の更生工事参照）
  - ⑨ その他上記の工事が重複する工事。
- (3) 給水装置を修繕する工事（施行規則第13条に定める「給水装置の軽微な変更」を除く。）  
給水管、給水栓等の部分的な破損修理を除く、給水装置の原形を変える配管を伴う工事。

(4) 給水装置を撤去する工事

- ① 配水管又は他の給水装置からの分岐箇所において給水管を切断し、当該切断口を完全にふさぎ給水装置の全てを取り除く工事。
- ② 一時用の給水装置を、新たに設置する一時用以外の給水装置の一部に切替える工事。

**4.1.3 承認要件**

- (1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。
- (2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
- (3) 当該給水装置の口径は、計画使用水量に対して適正であること。
- (4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。
- (5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。
- (6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。
- (7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。

## 4.2 給水装置工事の申込み

給水装置の新設等の申込みをしようとする者は、指定事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事契約を行い、申込者から委任を受けた指定事業者が工事1件ごとに申込みを行うこと。

### 4.2.1 提出書類

- (1) 指定事業者は、当該工事について必要な書類を作成し、水道課に提出すること。  
(表 4.2.1 を参照)
- (2) 同一所有者が同一敷地内において次の工事をする場合は、1枚の給水装置工事設計書にまとめて提出することができる。
  - イ) 水栓番号が連続する同種の工事を、2件以上同時に施工する場合。
  - ロ) 撤去工事（2件以上含む。）と他の工事（前記の場合を含む。）を同時に施工する場合。
  - ハ) 2件以上の撤去工事を同時に施行する場合。

### 4.2.2 給水装置工事申込み前の協議

次に掲げる事項については、水道課との事前協議を要する。

- (1) 計画する給水装置がφ100mm以上のメーターを必要とする場合。  
φ100mm以上のメーターについては在庫がなく、納品に半年程度必要であるため事前に水道課に確認すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合、消防設備士と十分協議を行った後、水道課と糸島市消防本部にそれぞれ事前協議を行うこと。申込者は、協議の結果に基づき、給水装置工事の申込みを行うこと。
- (3) 給水装置の更生工事を行う場合
- (4) その他、管理者の配水管、当該給水装置、および他の需要者への給水に支障をきたすおそれがある場合。

### 4.2.3 配水管が布設されていない場合

「糸島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に定める給水区域内において、給水装置を設置する予定箇所が面する道路内に配水管が布設されていない場合がある。給水装置工事の申込みをしようとする者が、当該道路に配水管の布設を希望する場合は、水道課と協議を行わなければならない。

協議の結果、諸条件が整った場合は水道課の費用負担において配水管整備を行うことができるが、工事の時期や整備される配水管の位置、口径等により、給水装置工事の計画および実施に影響が生じるため、給水装置工事の施行は慎重に行う必要がある。

また、開発行為等に伴う水道施設の整備については、**第8章 開発行為等における水道施設の整備**を参照すること。

提出書類	家事用 家事用外 官公署・学校用			一時用		備考	様式集項	
	新設・改造 ・修繕		撤去	一時用	撤去 工事			
	一時用 が必要	一時用 が不要	撤去 工事					
給水装置 工事申 込時	給水装置（新設・改造・修繕・撤去）工事申込書	○	○	○	○	○	申込書内に、設計書、委任状、利害関係者の承諾書を含む。	P-178
	水理計算書	○	○		○		家事用（一般の標準的な住宅等）であれば省略可能。	
	貯水槽容量計算書	○	○				貯水槽がある場合。	
	占用許可申請書に必要な書類	○	○	○	○	○	道路、水路等の占有がある場合。	
	直結工事に関する誓約書	○	○		○		既存の上水管、井水管と直結する場合。	P-181
	浄水器等設置に関する届出書	○	○				浄水器、活水器、軟水器を設置する場合。	P-182
	水道直結式スプレッダーに関する書類	○	○				水道直結式スプレッダーを設置する場合。	P-183～ P-185
	使用材料一覧表（配水管布設分）	○	○				寄附する配水管の布設がある場合。	P-186
中間 検査 時	給水装置工事中間検査願	○						P-188
	工事記録写真	○						
	一時用給水開始届	○						P-189
工事 完了 届 提出 時	給水装置工事竣工届	○	○	○	○	○		P-191
	工事記録写真	○	○	○	○	○		
	給水装置工事社内検査報告書	○	○	○	○	○		P-192
	給水装置工事使用材料確認書	○	○	○	○	○		P-193
	水道開始届	○	○					P-195
	一時用給水開始届					○		P-189
	一時用給水中止届	○						P-197
適 宜	材料検査願	○	○				寄附する配水管の布設がある場合。	P-199
	自費施工承認申請書	○	○					P-201
	自費施工完了届	○	○					P-202
	一時断水願	○	○	○	○	○	断水を伴う工事の場合。	P-203
	寄附採納願	○	○					P-204
	一時用給水中止届					○		P-197
	事前調査結果報告書（更生工事）	○	○				更生工事を行う場合。	P-208
	給水管の更生工事に関する覚書	○	○				更生工事を行う場合。	P-209
	給水装置工事中止届	○	○	○	○	○	工事申込者の都合により工事申込みを取り消す場合	P-210

※その他管理者が必要と認める書類については提出すること。

表 4.2.1 提出書類一覧表

## 4.3 設計審査

(条例第 7 条第 2 項)

前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

### (1) 設計審査の目的

設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。

### (2) 設計審査を要する工事

指定事業者が施工する給水装置の新設、改造、修繕（軽微な変更を除く。）及び撤去の工事。

### (3) 給水装置工事の承認

申込みされた工事内容が承認条件を満たしているものについては、給水装置工事申込書裏面の承認印により工事の承認をする。ただし、公道掘削、河川水路横断等、関係官庁の許可、または協議を要するものは、その部分のみ許可が下りるまで施工してはならない。

### (4) 分岐工事の指示

指定事業者は、配水管から給水管の分岐工事を施工しようとするときは、管理者の指示を受けなければならない。(条例第 8 条第 2 項)

## 4.4 工事変更等の取扱い

### 4.4.1 設計変更

給水装置工事承認後の設計変更は、再度管理者の承認を受けなければならない。

### 4.4.2 工事の取消し

工事申込者の都合により工事申込みを取り消す場合は、給水装置工事中止届を提出すること。なお、給水装置工事及び配水管布設工事の申込みをした日から6月を経過したもの又は工事申込者の責任とされる理由により工事に着手することができないときは、その工事申込みは取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
(施行規定第 10 条)

## 4.5 道路占用許可申請等諸届

### 4.5.1 道路占用許可申請手続

給水管を公道に布設する場合は、道路法第 32 条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

また、河川、里道、水路、公園等の公共用地の占用についても、事前に各施設の管理者に対し、占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない（表 4.6.1 を参照）。

区 分	提 出 先	申請書作成者
一般市道	糸島市役所	給水装置工事事業者 (申請:水道課代行)
市管理 (公園, 水路, 一部の農道, 里道, 公共用地)		
県 道	福岡県土整備事務所 前原支所	給水装置工事事業者 (申請:水道課代行)
国 道	福岡国道事務所 福岡西維持出張所	給水装置工事事業者 (申請:水道課代行)

表 4.6.1 占用許可申請手続方法

#### (1) 道路占用許可申請必要書類（直轄国道）

- ①平面図 ②掘削断面図（掘削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要） ③位置図 ④求積図
- ⑤舗装復旧断面図 ⑥保安対策図 ⑦地下埋設物調査確認表 ⑧工程表 ⑨現地写真
- ⑩その他（国土交通省が指示した書類）

#### (2) 道路占用許可申請必要書類（県管理）

- ①平面図 ②掘削断面図（掘削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要） ③位置図 ④舗装復旧断面図 ⑤横断面図 ⑥字図 ⑦工程表 ⑧現地写真 ⑨その他（県が指示した書類）

### 4.5.2 道路使用許可申請手続

公共道路及びその他の道路等交通の用に供されている場所を掘削(使用)しようとする場合は、必ず所轄警察署へ道路使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。この手続は施工事業者が実際の工程を組んで行う。

### 4.5.3 道路の掘り返しの規制について

道路管理者は関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事等を施工するよう努めるものとし、国道については、道路舗装工事完了後は原則として一定期間（セメントコンクリート舗装については概ね7年、アスファルト舗装については概ね5年）、県道については、（セメントコンクリート舗装については概ね5年、アスファルト舗装については概ね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講ずるものとする。（国土交通省道路局通達）

## 4.6 工事記録写真

給水装置工事の竣工届には、工事記録写真を添付するものとし、その写真撮影要領は別表のとおりとする。また、写真は撮影箇所が分かるよう提出すること。（図4.6.1参照）

### (1) 道路部の写真撮影要領

写真項目	撮影項目	撮影注意点	備考
着工前	着工前	・本管，引込位置を記入	
竣工	竣工	・完了後の写真で路面表示（区画線）等があればその表示を行い，周辺の清掃，後片付けを行ったもの。着工前および完成の写真を同一方向から撮影すること。	舗装面積を記入。 縦(m)×横(m)
保安施設等	保安施設	・工事箇所に表示施設，保安施設，交通誘導員等を配置し，通行状況が確認できる様に。特に，交通誘導員については，配置場所ごとに撮影。	工事表示板，夜間照明等
	交通誘導員		
	歩行者通路		
舗装切断工	舗装切断完了		
舗装版破碎工	舗装剥ぎ取り完了	・面積が分かる様に，尺を当てて。	黒板表示：縦(m)×横(m)
掘削工・土留工・	土留工完了	・支保工の段数が分かる様に。	
	基面整正状況		
基面整正	掘削完了	・床堀完了後において，路面切断部が判明し，既設の配水管は完全に露出させ，路面からの埋設深さが判明できる様に尺を当てて。	黒板表示：GL-○.○○m
管布設工	分水栓取付完了	・水密テスト 1.30MPa の静水圧を 1 分間加えた状況下で。	
	管布設完了	・分岐部より給水管が道路部分を横断布設された全景写真で，必要箇所にポリエチレンスリーブ等の取付けが確認できる様に。 ・管の土被りが分かる様に，尺を当てて。	黒板表示：GL-○.○○m
埋戻し工	投入状況		埋戻し厚は，1層 20cm まで。
	敷均状況		
	転圧状況	・各層ごとに転圧を行う工程途中において，水締めおよび転圧状況が判明できる様に。	黒板表示：GL-○.○○m
	転圧完了	・厚さが分かる様に，尺を当てて。	
	側溝下	・砂による水締め，鞘管の施工状況。	
	表示シート設置完了	・深さが分かる様に，尺を当てて。	黒板表示：GL-○.○○m
埋戻し完了	・深さが分かる様に，尺を当てて。	黒板表示：GL-○.○○m	

仮復旧工	下層路盤敷 転圧状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚さが分かる様に、尺を当てて。</li> <li>締め固めの状態が確認できること。</li> </ul> また、舗装構造により路盤の種類が異なる場合は、各層別に撮影すること。	黒板表示：GL-○.○○m
	下層路盤敷 転圧完了		
	上層路盤敷 転圧状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚さが分かる様に、尺を当てて。</li> <li>締め固めの状態が確認できること。</li> </ul> また、舗装構造により路盤の種類が異なる場合は、各層別に撮影すること。	黒板表示：GL-○.○○m
	上層路盤敷 転圧完了		
	プライムコート散布状況 プライムコート散布完了		
	タックコート散布状況 タックコート散布完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>タックコートを舗装切断面、側溝等構造物に塗ること。</li> </ul>	
	粗粒度アスコン 転圧状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が分かる様に、尺を当てて。</li> </ul>	黒板表示：縦(m)×横(m)
	粗粒度アスコン 転圧完了		
	本復旧工 (部分復旧工)	舗装切断完了	
舗装剥ぎ取り完了		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚さが分かる様に、尺を当てて。</li> </ul>	黒板表示：GL-○.○○m
プライムコート散布状況 プライムコート散布完了			
タックコート散布状況 タックコート散布完了		<ul style="list-style-type: none"> <li>タックコートを舗装切断面、側溝等構造物に塗ること。</li> </ul>	
密粒度アスコン 転圧状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が分かる様に、尺を当てて。</li> </ul>	黒板表示：縦(m)×横(m)
密粒度アスコン 転圧完了			
撤去工	撤去前	<ul style="list-style-type: none"> <li>分水栓および配水管等は露出させ、よく清掃した状態のもの。</li> </ul>	撤去工事箇所ごとに全箇所撮影すること。
	撤去後	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲型分水栓については、閉栓した上部を外し、袋ナットにてキャップ止めした状態のもの。</li> <li>サドル付分水栓については、ボール弁を閉止しキャップを取り付けた状態のもの。</li> <li>切断および閉栓等の施工箇所は、ポリエチレンスリーブで保護した状態のもの。</li> </ul>	

(2) 宅地内の写真撮影要領

撮影項目	写真撮影要領
配管状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 止水栓からメーターボックスまでの部分。</li><li>・ コンクリート等構造物の下となる箇所での屈曲部分。</li><li>・ 外回りから家屋内へ分岐する主な箇所。</li><li>・ 給湯器等の特殊器具への分岐箇所。</li><li>・ 管末部分。</li></ul>
水圧試験の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工内容に応じた以下の部分の水圧試験（1.75MPa）状況写真で、主任技術者が入ったもの。<ol style="list-style-type: none"><li>1) 分水栓～止水栓まで</li><li>2) 止水栓～メーターボックスまで</li><li>3) メーターボックス～蛇口まで</li></ol></li><li>・ 数値がはっきりわかるように撮影すること。</li></ul>
その他、設計審査時において特別に指示された箇所	

この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は管理者と協議すること。

(3) 黒板の記入例

黒板表示 (例)

工 事 名	〇〇宅給水管引込み工事
工 種	着手前
位 置	〇〇〇〇番地
許可番号	第〇〇〇号
業 者 名	〇〇〇〇

(4) 写真位置図 (例)

写真位置図

例)

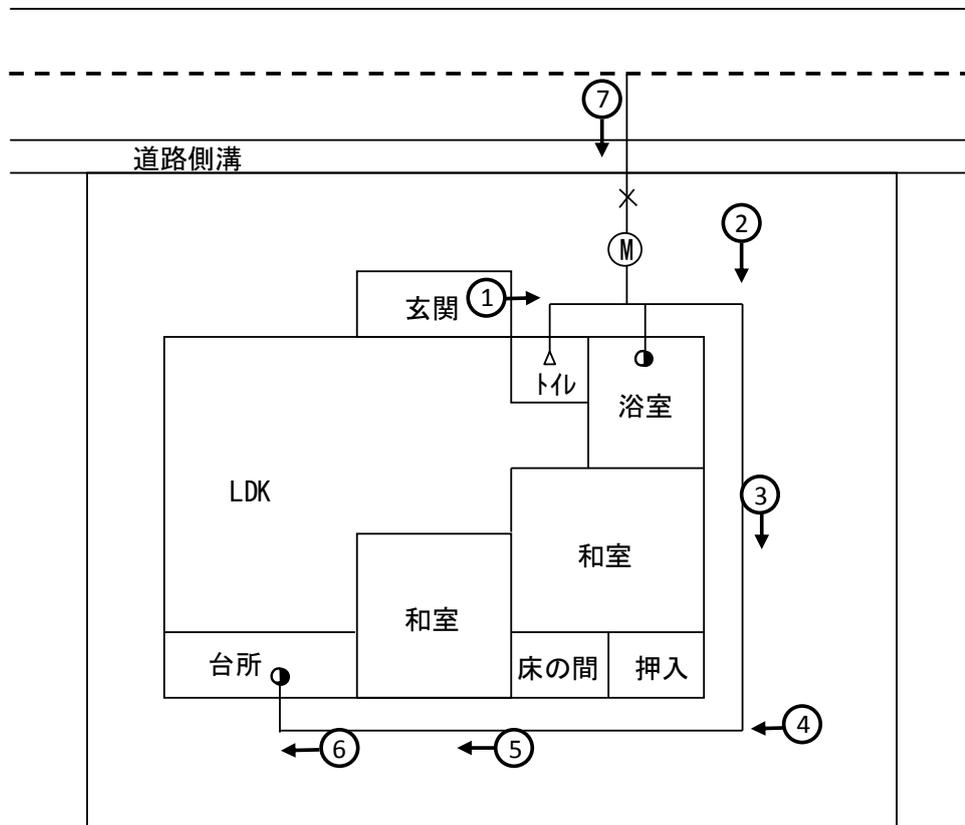


図 4.6.1 写真位置図

## 4.7 図面作成

図面は給水装置工事計画の技術的表現であり、工事施行における基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確かつ容易に理解できるものであること。

### 1) 記入方法

#### ① 表示記号

図面に使用する表示記号は、次に示すものを標準とする。ただし、それによりがたい場合には引き出し線により説明等を明記すること。

[記入例] (管種) - (口径) - (延長)  
SGP-VB      φ25      1.5

給水管の管種の表示記号

管種	記号	管種	記号	管種	記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP	鋳鉄管	CIP	ステンレス鋼鋼管	SSP
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA(屋内用) SGP-VB(屋内外用) SGP-VD(屋内露出・埋設用)	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
ポリエチレン二層管	PP	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA(屋内用) SGP-PB一般用(屋内外用) SGP-PD(埋設用)	亜鉛めっき鋼管	GP
塗覆装鋼管	STWP	銅管	CP	ポリブテン管	PBP
ポリエチレン複合鉛管	PEPb	架橋ポリエチレン管	XPEP	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV
鉛管 (既設表示)	LP				

給水栓類の表示記号

種別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具		混合水栓		その他	

※ その他とは、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

弁栓類その他の表示記号

名称	図示記号	名称	図示記号	名称	図示記号
ソフトシール 仕切弁		防護管 (さや管)		メーター	地上式 
止水栓		口径変更			地下式 
逆止弁		消火栓		ヘッダー	
分水栓		減圧弁		泥吐弁	
青銅製 仕切弁		定流量弁		立上り管	
私設消火栓		管の交差		切断部, プラグ止め	

給水栓類の表示記号（立面図）

種別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド)		一般用具 (フラッシュバルブ)	
一般用具 (ボールタップ)		その他		混合水栓	

※ その他とは、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

貯水槽その他の表示記号

名称	貯水槽	高置水槽	ポンプ
記号 および 符号			

工事別の表示記号

名称	給水管		給湯管	
	新設	既設	撤去	廃止
線種	黑色実線	黑色破線	黑色実線を斜線で消す	
記入例				
			新設	既設
			一点鎖線	二点鎖線

② 図面の種類 給水装置工事の計画，施行に際して，位置図，平面図を，また，必要に応じて詳細図，立面図，立体図を作成すること。詳細は次のとおり。

- イ) 位置図：給水（申込）家屋および建屋，付近の状況等の位置を図示したもの。
- ロ) 平面図：道路および建築平面図に給水装置および配水管の位置を図示したもの。
- ハ) 詳細図：平面図で表すことが出来ない部分を別途詳細に図示したもの。
- ニ) 立面図：建物や給水管の配管状況を立面に図示したもの。
- ホ) 立体図：給水管の配管状況を立体的に図示したもの。

③ 文字

- イ) 文字は明確に書き，漢字は楷書，数字はアラビア数字とする。
- ロ) 文章は左横書きとする。

④ 縮尺

縮尺は任意とする。なお，平面図は，公私境界および敷地・建物と給水装置の位置関係が明確に判るようにすること。

⑤ 単位

- イ) 給水管および配水管の口径の単位は mm とし，単位記号はつけない。
- ロ) 給水管の延長の単位は m とし，単位記号はつけない。なお，延長数量は少数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）までとする。

2) 作図

① 方位

作図にあたっては方位を記入する。位置図は北を上にするを原則とし，平面図は敷地や建物の形状にあわせて任意に設定する。

② 位置図

- イ) 給水（申込）家屋および建屋，施工路線，付近の状況，道路状況および主要な建物を記入すること。縮尺は1/3000～1/5000程度とする。
- ロ) 開発行為等の団地造成地に給水装置を新設する場合は，一区画全体の区割りに申請地を記入すること。

③ 平面図

平面図には，次の内容を記入すること。

- イ) 建物の各室の平面図および給水用具（給水栓等）の取付け位置

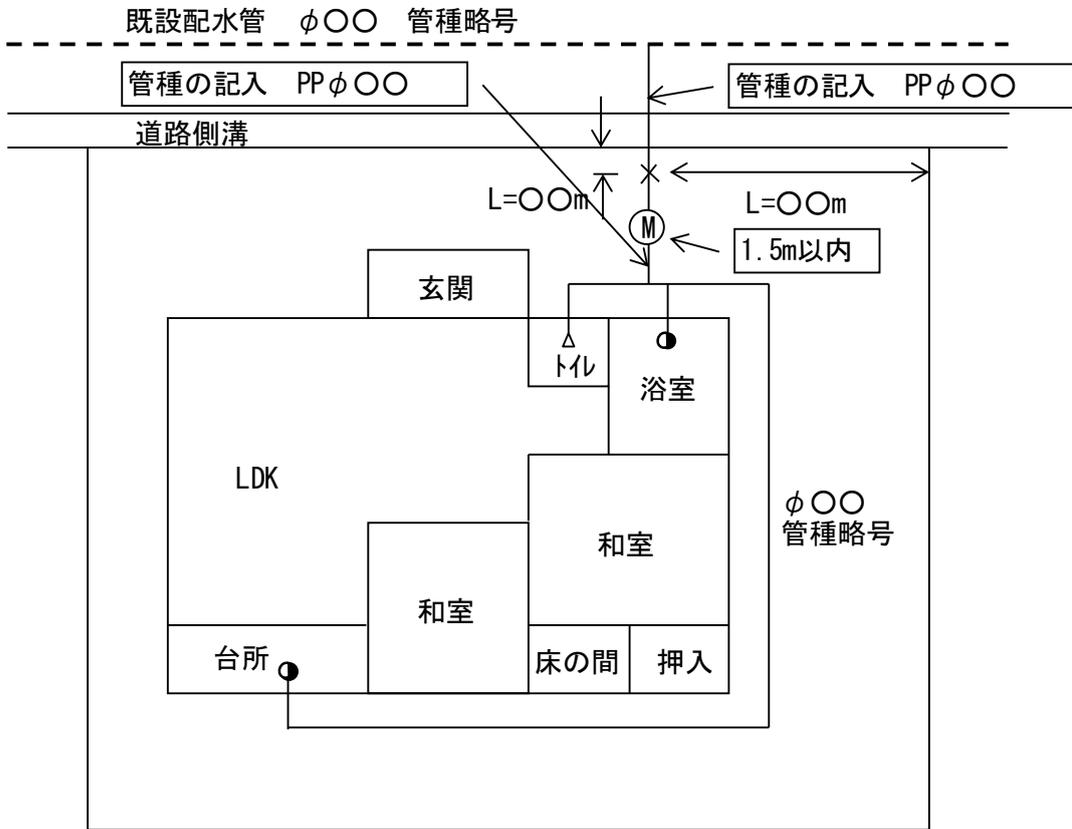
※タンクレストイレや湯沸器等の最低作動水圧を必要とする給水用具は必ず記入すること。

- ロ) 配水管からの分岐位置のオフセット
- ハ) 布設する管の管種，口径，延長，埋設深さおよび位置
- ニ) 道路の種別（舗装種別，幅員，歩車道区分，公道および私道の区分）
- ホ) 分岐する配水管および既設給水管等の管種および口径
- ヘ) 貯水槽式の共同住宅の場合は貯水槽有効容量および口径毎の戸数
- ト) その他工事施工上必要とする事項（防護工，障害物の表示等）

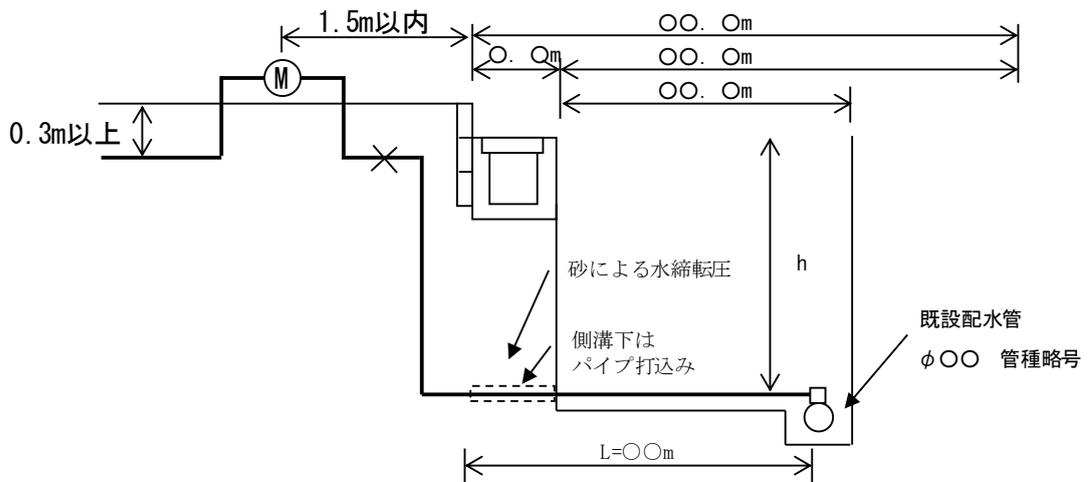
- ④ 詳細図  
平面図で表すことができない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。
  - ⑤ 立面図  
平面図で表すことができない建物や配管等に関して、立画面により図示すること。道路とメーターまでの高低差がある場合等、必要に応じて記入すること。
  - ⑥ 立体図  
平面図で表すことができない配管状況等に関して、立体的に表示するもの。施工する管の管種、口径および延長等を記入すること。
- 3) 設計図記入方法  
給水装置工事申込書の裏面（給水装置工事設計図）に記入すること。
- 4) その他
- ① 貯水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分（貯水槽）までとする。
  - ② 給水装置工事設計書は原則として 1 枚とするが、裏面 1 枚に図面記入が困難な場合は別紙を添付する等しても良い。

平面図

例)



側面図 (横断部)



## 4.8 検査

(条例第 7 条第 2 項)

前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

管理者の検査内容の詳細については、本基準 6.14.2 管理者による検査を参照。

### (1) 提出書類

工事完了後、給水装置工事竣工届および工事記録写真等の必要書類を添え、希望する検査日の検査受付日までに水道課へ提出する。（表4.2.1を参照）

### (2) 検査日と検査受付等

検査日	受付期限	検査時間の連絡
火曜日	検査日前週の金曜日 12:00まで	検査日前週の金曜日 17:00まで
金曜日	検査日同週の水曜日 12:00まで	検査日同週の水曜日 17:00まで

### (3) 検査の立会

当該工事箇所の現場および書類の検査を受けるため、当該工事の設計および指導監督を行った主任技術者が立ち会わなければならない。ただし、管理者が立会を免除するものを除く。

### (4) 検査不合格の処置

検査の結果、不良および不備がある場合は、管理者は指定事業者に対し給水装置工事の手直しを指示し、指定事業者はそれを受け手直しを行う。手直しの完了後、再度検査を実施する。

## 4.9 設計書等の保管

管理者が水道事業を営む上で、維持管理において必要な情報として必要とする期間、管理者は給水装置工事設計書を自身が保管する。

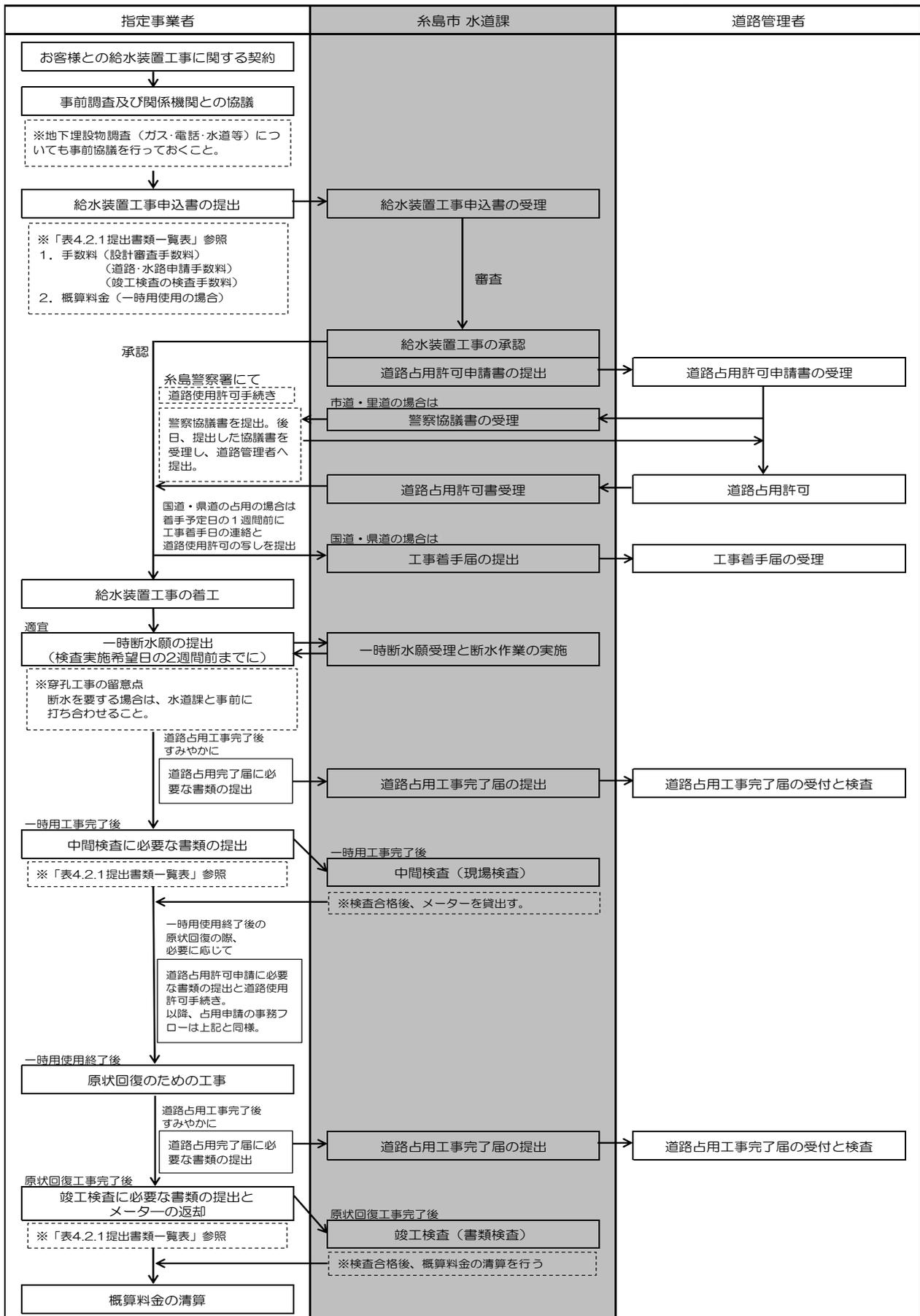
なお、保管する給水装置工事設計書は、将来において給水装置所有者の権利や工事内容を保証するものではなく、給水装置工事におけるその時点の施行内容を記録したものである。

保管した給水装置工事設計書等は、個人情報保護の観点から、法律や条例その他規則等に基づき適切に管理しなければならない。

なお、給水装置工事設計書等は、水道課で保管する。

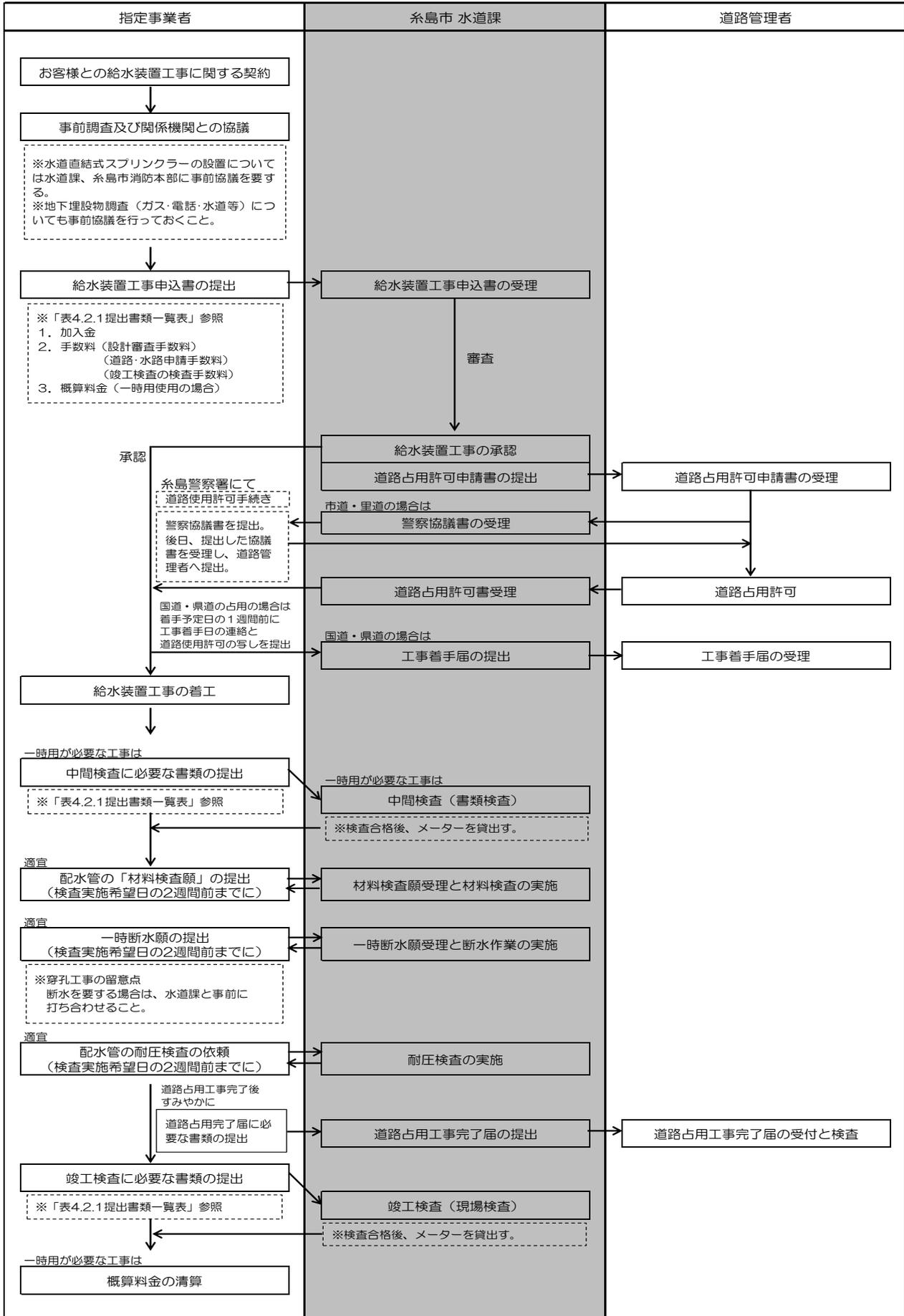
#### 4.10 給水装置工事の申込から竣工までの流れ

[ 一時用のみの工事 の場合 ]



※上記は一般的な事務の流れを示しています。

〔 一時用が必要な工事 の場合  
一時用が不要な工事 の場合 〕



※上記は一般的な事務の流れを示しています。